

指定騒音施設の種類ごとの数
変更届出書
指定騒音作業の種類

令和〇〇年△△月□□日

(あて先)
川口市長氏名又は名称及び住所 〇〇県〇〇市〇〇-△△-△△
届出者 並びに法人にあつては □□金属加工 株式会社
その代表者の氏名 代表取締役 □□ 〇〇
(電話番号 〇〇〇-△△△-□□□□)

埼玉県生活環境保全条例第54条第1項（第54条第2項）の規定により、指定騒音施設の種類ごとの数又は指定騒音作業の種類の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	□□金属加工株式会社 △△工場		※整理番号					
工場又は事業場の所在地	川口市〇〇-△△-□□		※受理年月日		年 月 日			
			※施設番号					
			※審査結果					
			※備考					
指定騒音施設 (指定騒音作業) の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時分)	変更後 (時分)	変更前 (時分)	変更後 (時分)
ホ シェイクアウトマシン	〇〇社製 △△-××	〇〇KN	2	1	8:30	8:30	17:30	19:00
この枠に書ききれない場合別紙2に記載								
特定施設の種類等を記載する際は、別紙2も参照してください								

- 備考 1 指定騒音施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、埼玉県生活環境保全条例施行規則第40条第2項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該指定騒音施設の種類については、記載しないこと。
- 2 「指定騒音施設（指定騒音作業）の種類」の欄には、同条例別表第2第5号又は別表第3に掲げる区分（細分を含む。）及び名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

騒音の防止の方法

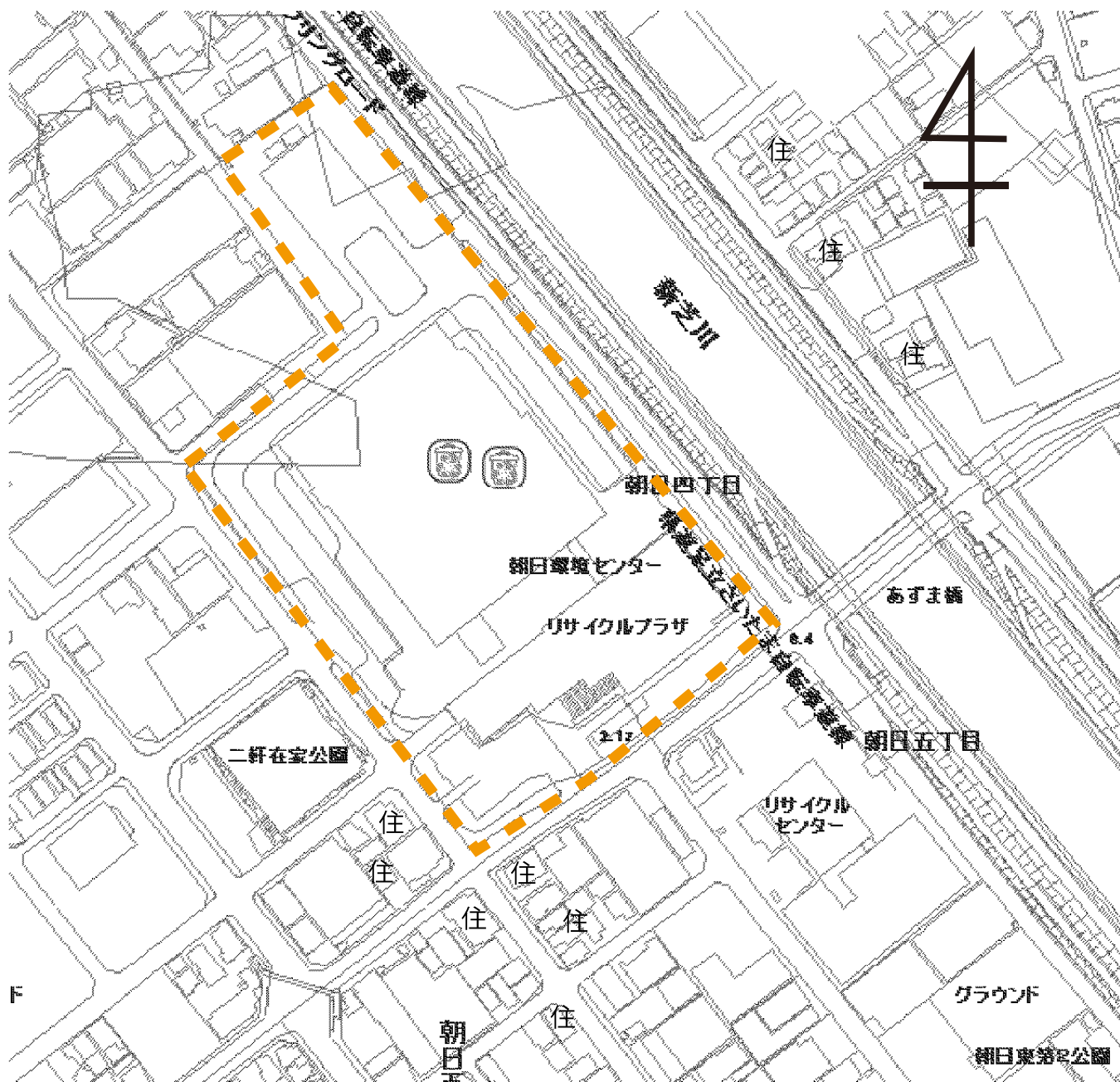
シェイクアウトマシンの騒音防止について

- ・敷地境界線から〇〇c m以上距離を確保する。
- ・シェイクアウトマシン使用時はシャッターを閉めて作業する。

ハンドグラインダーの騒音防止について

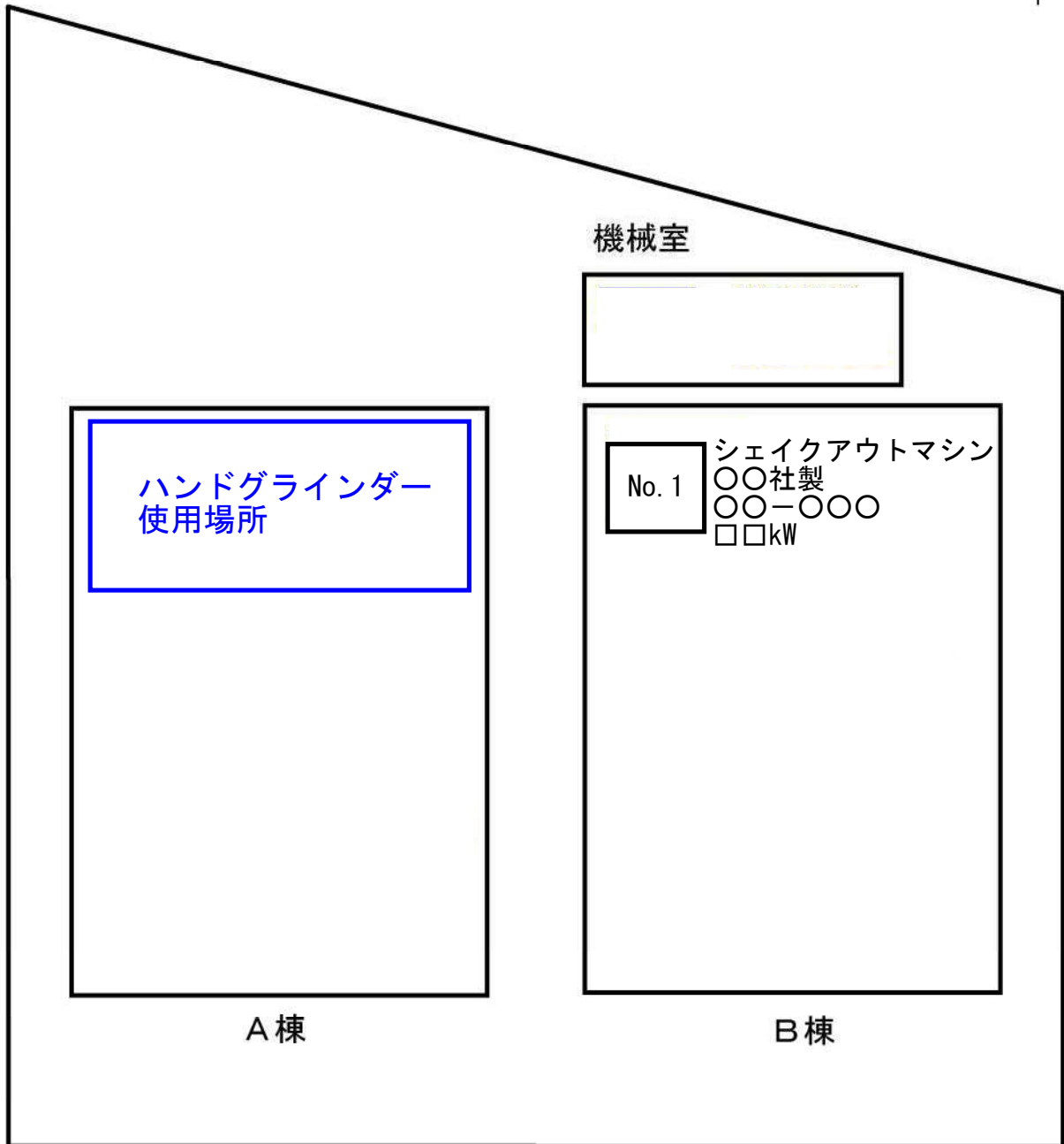
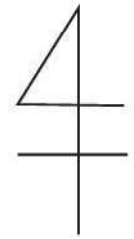
- ・石膏ボード、グラスウールにより建物全体を防音する。
- ・ハンドグラインダーの使用時はシャッターを閉めて作業する。

付近の見取図



敷地境界と周辺環境（施設周辺の建物の用途）を明記

指定騒音施設等の配置図



A棟

B棟